

不利益処分 of 処分基準

処	分 の 内 容	個人施行者に対するマンション再生事業の施行についての認可の取消し
根	拠法令及び条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律第99条第2項
所	管部課係名	まちづくり未来部建築審査課住宅係
処	関 係 条 項	
分 基		未設定（前例事務処理がないため）
	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	令和 年 月 日設定（令和 年 月 日最終変更）